

うきは市農業委員会第28回総会議事録

[開催日時] 令和2年6月10日(水)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 りり色ふるさと館

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
- 議案第4号 うきは市農業振興計画の変更及び農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について
- 議案第6号 非農地判断について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

(出席委員)

会長	16番	佐々木	芳幸		
会長職務代理人	15番	中村	稔		
委員	2番	山下	保則	10番	竹石 正芳
	3番	吉瀬	正毅	11番	樋口 美智子
	4番	石井	好人	12番	堀江 裕一郎
	6番	佐藤	景一	14番	佐藤 春義
	8番	梶村	輝明		

欠席委員	1番	赤司	正光	9番	堀江 清成
	7番	尾花	里美	13番	樋口 健次

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第28回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は2番委員と3番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 現地を確認しましたが問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 隣地の方に境界線をはっきりしてほしいとの要望があったため、測量しなおしたとの事でした。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11番 隣地承諾も得ておりますので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 申請地の間に公衆用道路がありますが、これは大丈夫なのでしょうか？

事務局 既に払い下げ済です。今までも一枚の農地として利用しておりましたので、特に問題ないと思います。

14番 払い下げをしているという事ですが、それは間違いないのですか？また、現況は農地という事ですので農業委員会の管轄に入るのではないのですか？

事務局 払い下げは間違いなくされておりませんが、地目の変更がなされていなかったため農地台帳にも登録されておりません。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方は挙手を求めま

す。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-3上程)

事務局 (議案1-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 駐車場と家庭菜園として利用するとの事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

8番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 この駐車場に駐車する車は自家用ですか？

事務局 はい、そうです。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 こちらの案件は隣接農地の譲受人しか耕作ができないという事で、例外規定を適応しての申請となります。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 譲受人は既に小塩で営農しております、営農状況もきちんとやられておりますので、問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

- 14番 現在、小塩の方では何を作っているのですか？
- 6番 栗を作っております。管理の方も綺麗にされております。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案2-3上程)
- 事務局 (議案2-3説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 3番 譲渡人は体調を崩しており、営農できないため、近所に住む譲受人が購入し管理していくとの事でした。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-3に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案2-4を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案2-4上程)
- 事務局 (議案2-4説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 6番 こちらの案件は以前、譲渡人が譲受人から購入していた農地になります。しかし、営農するのが難しくなったため元の所有者に返還するという事です。皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 12番 このようなケースが多々ありますが、もう少し基準を設ける事は出来ないのでしょうか？
- 議長 申請者がやると言っている以上、理由もなく断るのは難しいです。
- 局長 ハードルを上げすぎると、流動化が難しくなる事が起こり得るので、その調整が難しい所です。ですので農政係も交えて対策していきたいと思います。
- 12番 受付の際には営農計画のチェックをするようにしていきましょう。
- 議長 まずは所有ではなく賃借でやってみては？という事で新規就農者には提案していきたいと思います。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-4に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-5上程)

事務局 (議案2-5説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

10番 こちらの案件は親から子への生前贈与になります。ですが、引き続き父親が耕作していくとの事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。引き続き2-6・7を議題とします。こちらの案件は譲受人が同一の為、一括して審議します。事務局説明をお願いします。

(議案2-6・7上程)

事務局 (議案2-6・7説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

14番 譲受人は現在、朝倉市の方で柿と野菜を耕作しており、今回、ご主人の定年退職を機に営農拡大という事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-6・7に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-8を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-8上程)

事務局 (議案2-8説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明をお願いします。

2番 申請地はアイランドの西側で、現在荒廃地になっておりますが、それを譲受人が整地して野菜を耕作するとの事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-8に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。
議長 続きまして議案第3号 農業経営基盤促進法に基づく農用地利用集積（所有権移転）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第3号上程）

事務局 （議案第3号説明・朗読）

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で、うきは市長に報告します。

議長 引き続き議案第4号 うきは市農業振興計画の変更及び農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。それでは担当の農政係説明をお願いします。

（議案第4号上程）

農政係 （議案第4号説明・朗読）

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

14番 農振の除外はわかるのですが、編入とはどのようなことですか？

農政係 編入とは除外の逆で新たに農振をかける事です。

12番 農振を除外したいときは農政係に届け出ればいいのですか？

農政係 農振除外と転用は＝になっております。ですので転用が見込まれない農地は農振を外すことができません。

局長 青地と白地とありますが、10haの接続があれば1種農地に該当します。しかし該当農地が転用可能な農地という事であれば、農振を外した後に転用申請という事になります。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長の方に報告します。

議長 続きまして議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について を議題とします。農政係説明をお願いします。

（議案第5号上程）

農政係 （議案第5号説明・朗読）

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長の方に報告します。

議長 続きますして議案第6号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。致し方無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは私が担当委員ですので意見を述べさせていただきます。

16番 面積も小さく現状も祠のようになっておりますので農地として活用するのは難しいかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 それでは報告に移りたいと思います。事務局説明をお願いします。

(報告第1・2説明朗読)